

高齢者保健福祉サービスの整備

1 高齢者保健福祉施策の事業体系

(1) 地域福祉の推進

～主要事業体系～

福祉コミュニティの基盤づくり

- 見守りと支えあいネットワーク事業
- 出前資源・ごみ収集事業
- ボランティア講座
- おたっしゅサポーター等の育成
- 地域区民ひろばの設置
- パートナーシップセンターの設置
- 公衆浴場を利用した健康づくりモデル浴場整備支援事業

住民や活動団体などとの協働と連携のしくみづくり

- 夏！体験ボランティア
- ボランティア活動啓発キャンペーン
- 区民活動支援事業補助
- NPO連携組織設立への支援
- ボランティア運営委員会の設置
- 地域福祉に係るコーディネーターの設置検討

地域ケアシステムの構築

- 介護支援専門員の業務相談・研修の実施
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員
- 介護相談員
- 相談員連絡会(ネットワーク会議)
- 包括的・継続的マネジメント事業
- 地区懇談会
- ケア会議
- 認知症・虐待専門対応事業
- 在宅保健及び医療の助言指導

保健福祉サービスの利用支援とサービスの質の向

- 福祉サービス権利擁護支援室の運営
- 成年後見制度利用支援
- 福祉サービス利用援助事業
- 苦情対応システムの構築
- 区ホームページの活用
- テレビ広報番組の制作
- 広報紙や便利帳及び点字広報や声の広報の発行
- 介護サービス評価事業
- 認知症高齢者グループホーム等第三者評価受審支援
- 老人保健施設の指導監査実施
- 介護保険事業者連絡会
- 区有地活用・民間法人などによる施設整備への支援
- サービス事業者向けの研修
- ケアプラン指導チーム事業
- 民間事業者支援と指導体制構築

ソーシャルインクルージョンの推進

- 生活保護事業
- 生活福祉資金貸付事業

(2) 高齢者の地域自立生活支援

～主要事業体系～

日常生活を支える在宅サービスの推進

- 高齡者緊急ショートステイ支援事業
- リボンサービス
- 生活支援型ホームヘルプ事業

自立生活を支える多様な住まいの確保

- 認知症高齢者グループホームの整備
- グループリビングの推進
- 福祉住宅(シルバーピア等)の供給
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給
- ケアハウスの供給
- 安心住まい提供事業
- 高齢者等住み替え家賃助成事業
- 高齢者等入居支援事業
- 終身賃貸借制度の普及
- 高齢者自立支援住宅改修

自立生活を維持する介護予防事業の推進

- 特定高齢者把握事業
- 介護予防プラン「おたっしゃプラン」の作成
- 介護予防プログラム(地域支援事業)の実施
- 介護予防自主グループへの支援
- 普及啓発事業

社会参加の促進

- ハンディキャブ運行事業
- きらめくシニアライフ入門講座
- エイジレス支援事業
- 各種区民教室

就労支援の充実

- シルバー人材センターへの助成・就労支援

施設サービスの基盤整備

- 特別養護老人ホーム等の整備助成
- 小規模特別養護老人ホーム等の整備

ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくり

- 鉄道駅エレベーター等設置事業費助成
- 福祉環境整備事業費助成
- 福祉のまちづくり関連法規に基づく整備指導
- 新たな条例に基づく整備指導
- 福祉のまちづくりの普及推進
- 交通バリアフリー法に基づく基本構想策定検討
- 公共施設のバリアフリー化
- 区道のバリアフリー化
- 公園のバリアフリー化

(3) 地域保健・医療の推進

～主要事業体系～

健康づくり(豊島区健康推進プラン21)の推進

健康な生活習慣の確立

健康教室による普及・啓発活動
健康づくり協力店普及・啓発事業

健康づくりグループ活動の推進

健康づくり自主グループ活動への支援

健康相談・健康教育による自己管理の実践

食事相談
スポーツドクターによる健康相談事業

保健医療対策の充実

成人・高齢保健

健康診査
がん検診
健康相談

精神保健

相談事業

栄養・食生活への支援

健康教室・栄養指導講習会による食生活改善の支援
健康づくりのための食環境整備

歯科保健対策の充実

成人(40歳以上)に対しての、歯周疾患予防対策
障害者及び要介護高齢者に対する歯科診療事業等

地域保健医療の充実

休日・救急医療体制の確保

休日診療事業
医療機関案内事業

地域医療連携の充実

地域医療連携事業

適正な受診の促進等

個人宛医療費通知の実施
重複・頻回受診者への訪問指導事業
診療報酬明細書の点検充実
老人医療費の状況の啓蒙・周知

2 高齢者保健福祉施策の事業内容

(1) 地域福祉の推進

福祉コミュニティの基盤づくり

介護が必要な状態になっても、地域での生活が継続できるよう、行政サービスや民間サービス、あるいは地域住民の自主的な活動などが総合的に提供され、ともに支え合うことができる相互協力関係の基盤を構築します。

施策推進のための主な事務事業	
見守りと支えあいネットワーク事業	ボランティアによる「見守り活動協力員」、「民生・児童委員」が協力・連携して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を対象に、『声かけ』などによる安否確認などを行います。
出前資源・ごみ収集事業	自力で資源やごみを出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない高齢者、障害者の世帯の方に、戸別の訪問収集を行います。
ボランティア講座（社会福祉協議会）	区社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティア活動推進事業の一環として、入門講座やテーマ別講座、体験講座などを実施し、人材育成を図ります。
おたっしゅサポーター等の育成	地域において介護予防事業を推進していく人材（おたっしゅサポーター等）を育成し、介護予防のまちづくりを進めます。
地域区民ひろばの設置	これまで、年齢や使用目的により利用に制限があった区の施設（こぶきの家・児童館等）を、「地域に密着した施設」という視点から見直し、小学校区を基礎的な単位とした、地域コミュニティづくりのための拠点として再編し、「地域区民ひろば」として整備します。 「地域区民ひろば」は、乳幼児から高齢者まで、地域社会の多様な活動の拠点としての利用ができるよう、運営の支援をします。 平成18年度は9小学校区の実施を予定しており、平成19年度は23のすべての小学校区での実施を目指します。
パートナーシップセンターの設置	地域住民（団体）と行政が自立したパートナーとして、お互いの専門性や多様性を活かしながら役割分担し、共に社会的目的を実現するために、地域活動団体の拠点となるパートナーシップセンターを設置します。
公衆浴場を利用した健康づくりモデル浴場整備支援事業	平成16年度策定の健康づくりモデル浴場整備構想に基づき、健康づくり事業を積極的に行う公衆浴場経営者に対して、設備の改修などの一部を支援していきます。

住民や活動団体などとの協働と連携のしくみづくり

区民の地域活動への参加はまだまだ低い状況ですが、各種団体などによる地域に根ざした活動は活発化しています。住民、活動団体、事業者、区などが、それぞれの役割を確認しながら、地域特性に応じた課題の解決に向け、調整が円滑に図れるしくみづくりを積極的に行ないます。

また、新しい地域活動やビジネスにより地域の活性化を図り、新たな取組みへの支援を行います。

施策推進のための主な事務事業	
	<p>夏！体験ボランティア（社会福祉協議会）</p> <p>ボランティア活動を体験することにより、自分たちの暮らしている地域社会や社会福祉に対して関心を深め、市民の一人として積極的に社会参加することの意義を学ぶとともに、様々な人々との出会いや体験から、自らの生き方や「ともに生きる」ことの意味を考える機会を提供します。</p>
	<p>ボランティア活動啓発キャンペーン（社会福祉協議会）</p> <p>区社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンターの機能を知ることにより、市民がボランティア活動に関心を持ち、有効活用できるよう、ポスターやリーフレットなどを作成し、PRを行います。</p>
	<p>区民活動支援事業補助</p> <p>区民の社会生活に寄与し、地域づくりに貢献する活動を、自主的に実施している区民グループに対し、補助金を交付し活動を支援します。</p>
	<p>NPO連携組織設立への支援</p> <p>異なる分野の団体が、協力関係をつくり、相互の連携を深めた活動ができる場としての連携組織の設立、継続的活動を支援します。</p>
	<p>ボランティア運営委員会の設置（社会福祉協議会）</p> <p>様々なボランティア活動が市民社会に大きな広がりを見せる中で、今後のボランティアの機能を再度点検し、豊島区におけるボランティア推進のあり方を模索し、支援していく委員会の設置を検討します。</p>
	<p>地域福祉に係るコーディネーターの設置検討（社会福祉協議会）</p> <p>地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた家で通常の生活を続けることができるように、また、地域住民が援護を必要とするような状態になるのを防ぐため、自発的に援助を行う住民と公的な制度に基づいた福祉サービスの提供者が、援助と予防という視点に立って、相互に連携しやすい調整を図る人材の育成と設置を検討します。</p>

地域ケアシステムの構築

住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、在宅の介護や生活支援を必要とする方々に対して、福祉・保健・医療など複数のサービスを総合的に提供することができるしくみづくりを目指します。

施策推進のための主な事務事業	
介護支援専門員の業務相談・研修の実施	これまでの介護給付に加え、制度改正により新たに加わる新予防給付についてのケアプラン作成演習等、介護支援専門員としての業務に必要な研修を実施するとともに、個別相談窓口で介護支援専門員の相談に応じます。
民生委員・児童委員及び主任児童委員	それぞれの担当地域において、生活困窮者、高齢者、母子、心身障害者などに対して相談や援助、あるいは保護、指導を行ったり、関係行政機関との橋渡しを行います。
介護相談員	介護保険サービスを利用しているひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯を訪問して、日常的な疑問や不満を汲み取り、相談に応じながら利用者や事業者・区の橋渡しを行い、問題の改善や介護サービスの質の向上などのために活動します。
相談員連絡会（ネットワーク会議）	地域において、各種相談員が連携を密にすることにより、有効なマネジメントにつなげていくことができる、情報交換の場の設置を検討します。
包括的・継続的マネジメント事業(地域包括支援センター)	高齢者やその家族に対して、身近な相談機関として区内8か所に設置が予定される地域包括支援センターにおいて包括的・継続的マネジメントを行い、地域で安定した生活を継続できるよう支援します。 (地域支援事業(包括的支援事業) P.118～P.120参照)
地区懇談会(包括的支援事業)	各分野の専門家・地域の民生委員・地域包括支援センター職員・事業者が地域情報を積極的に交換し合い、総合的なサービスの提供につながるよう連携を強化し、地域のネットワークを構築します。
ケア会議（包括的支援事業）	認知症高齢者のケアや支援困難な問題を抱える要介護高齢者についての家族及び関係者からの相談に対し、保健師・看護師・ワーカー等が対応方法や介護の仕方を検討し、安定した日常生活が維持できるよう支援します。 (地域支援事業(包括的支援事業) P.120参照)
認知症・虐待専門対応事業	相談を通じ、虐待が疑われる人権問題、困難な問題を複合的に抱える場合には、精神科医師・弁護士を交え「専門ケア会議」、臨床心理士による「要介護高齢者援助スタッフ専門相談」を実施し、問題解決を図ります。 また、外来受診になかなかつながらない高齢者やその家族に対し、精神科医師による「高齢者こころの相談」(予約制)を実施し、在宅での安定した生活を支援します。
在宅保健及び医療の助言指導	医療機関との連絡調整並びに検討会議などを開催し、保健福祉サービスにおける保健医療に関する課題の抽出、解決策の検討、相談助言を行うなど、福祉サービス従事者との連携・支援を行います。

保健福祉サービスの利用支援とサービスの質の向上

福祉サービスの利用対象者に、必要とされる情報が的確に伝わり、良質なサービス利用へつながるしくみを整えるとともに、関係機関の連携による総合的な支援体制を整備します。

施策推進のための主な事務事業

福祉サービス権利擁護支援室の運営（社会福祉協議会）

平成15年4月に社会福祉協議会事務室内に開設した福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」と連携を図りながら、高齢者や障害がある方々の権利擁護に関わる相談支援を行ないます。

成年後見制度利用支援

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」と連携し、講演会等を通じ成年後見制度についての普及・啓発を進めるとともに、地域包括支援センターなどからの相談を通じ、必要な状況にあっては、区長申立てによる法定後見制度を活用し、判断能力の不十分な方々の身上配慮などを図ります。

福祉サービス利用援助事業

<地域福祉権利擁護事業>（社会福祉協議会）

在宅の認知症高齢者や、知的・精神障害などにより判断能力が不十分な方に対し、契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。
なお、在宅の要支援・要介護状態の虚弱高齢者や身体障害者などの方々にも同様のサービスを行います。

苦情対応システムの構築（社会福祉協議会他）

提供された福祉サービス等の苦情に対しては、福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」での専門相談や、第三者機関に諮り解決を図ります。

介護保険では、利用者からのサービスについての苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられています。第一次的な窓口として介護保険課を含む9か所で苦情相談に応じ、介護保険課が事業者などに対する調査・指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。

区ホームページの活用

ホームページを積極的に活用し、事業者情報を含む様々な情報を、よりきめ細かく分かりやすく提供します。

テレビ広報番組の制作

区の施策や、地域情報をより身近なものとして提供できるよう番組の充実に努めます。

広報紙や便利帳及び点字広報や声の広報の発行

障害の有無に関わらず、限られた紙面の中で、求められる情報を分かりやすく提供します。

介護サービス評価事業

介護保険サービスの事業者が、自己評価をすることにより、サービスの質の向上を図るとともに、評価結果については利用者が事業者選択をしやすいよう情報提供します。

<p>認知症高齢者グループホーム等第三者評価受審支援</p> <p>第三者評価の受審が義務付けられている認知症高齢者グループホームをはじめ、介護サービスの事業者等に対し、評価の受審支援を行い、サービスの質の向上を図ります。</p>
<p>老人保健施設の指導監査実施</p> <p>施設運営が適正になされ、利用者に質の良いサービスが提供されているかを適切に指導監査することができる体制を整備し、保険者としての機能を強化します。</p>
<p>介護保険事業者連絡会</p> <p>会議を通し、事業者に対し積極的な情報提供に努め、区と事業者との情報の共有化、連携の強化を図ります。また、利用者本位のサービス環境づくりに向け、事業者相互間の情報交換や連携を促進する上での、区の役割と支援策を検討します。</p>
<p>区有地活用・民間法人などによる施設整備への支援</p> <p>計画で充足されていないサービスについては、区有地を活用し、事業者を誘致するなど施設整備への支援を行います。</p>
<p>サービス事業者向けの研修</p> <p>居宅介護支援事業者・訪問介護事業者や住宅改修事業者などに対して、資質・能力向上のための研修を行い人材育成を図ります。</p>
<p>ケアプラン指導チーム事業</p> <p>地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、医療・福祉の専門家がチームを組み、ケアプランについて評価、指導・助言することにより、ケアプランの質の向上を図るとともに、ケアマネジャーのスキルアップを目指します。</p>
<p>民間事業者支援と指導体制構築</p> <p>これまでの介護保険施設整備等の相談に加え、認知症高齢者グループホームをはじめとする地域密着型サービスの事業者指定が区の役割になることにより、参入にあたっての手続きから運営開始後の助言・指導を行なう体制を構築します。</p>

ソーシャルインクルージョンの推進

「共に生きる社会づくり」として、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりをもつことのできる仕組みづくりを進めます。

ソーシャルインクルージョンとは

貧困者、失業者、ホームレスなど誰も排除されない、誰も差別されない社会である
「共に生き、支えあう社会づくり」を目指すという理念

<p>施策推進のための主な事務事業</p>
<p>生活保護事業</p> <p>生活保護法に基づき、困窮者の程度に応じた最低生活の保障を行い、自立を助長します。</p>
<p>生活福祉資金貸付事業（社会福祉協議会）</p> <p>金融機関や公的資金制度からは借入れが困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯で、審査のうえ対象となる方に対し、資金を貸し付け、経済的自立と生活の安定を図ります。</p>

(2) 高齢者の地域自立生活支援

日常生活を支える在宅サービスの推進

住み慣れた地域で在宅生活をしていくために、様々なサービスの支援が必要とされます。既存のサービス提供のあり方を見直すとともに、必要とされる新たなサービスを検討し、区や事業者、地域とが連携協力し、自立生活を支援できるようなサービス提供体制を構築します。

施策推進のための主な事務事業	
高齢者緊急ショートステイ支援事業	高齢者が、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、特別養護老人ホームを利用することにより、引き続き安定した居宅生活を維持できるよう、一時的利用のための施設のベットを確保します。
リボンサービス（社会福祉協議会）	住み慣れたまちで暮らせるように、地域の方々の参加と協力により高齢の方、障害をもつ方、ひとり親家庭の方などで、日常生活において援助を必要とする方に家事援助を中心としたサービスを有料で提供します。（会員制）
生活支援型ホームヘルプ事業	要介護状態の予防を目的とし、介護認定で「非該当」と判定されたひとり暮らし高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事援助を行うことにより生活を支援します。

自立生活を支える多様な住まいの確保

施設から在宅福祉へと大きく流れが変わる中、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるグループホームなど多様な住まいを充実します。また、住宅改修により高齢者や身体障害者の在宅生活を支援します。

施策推進のための主な事務事業	
認知症高齢者グループホームの整備	平成20年度までに、トータルで10ユニットの整備を目標に、民間事業者を誘致し整備を推進します。また、東京都と協働し、施設整備費などの補助により設置促進を図ります。 <20年度までに既存も含めて10ユニット設置>
グループリビングの推進	身のまわりのことは自分でできる比較的健康な高齢者の新しい住まい方の一つであるグループリビングについて、NPOやボランティア団体などと協働して、調査・検討を進めます。
福祉住宅（シルバーピア等）の供給	高齢者、障害者、ひとり親家庭を対象とする福祉住宅については、現在の事業規模を維持していく事を基本とするとともに、ミックスコミュニティの観点から、区営住宅の建替えや公有地を活用した区民住宅など、他の住宅に併設する形で供給を図ります。 <20年度までに20戸増>

高齢者向け優良賃貸住宅の供給

高齢者向け優良賃貸住宅制度の積極的な活用を図り、民間事業者に対して共同施設整備費や高齢者施設整備費などの補助を行い、バリアフリー仕様や緊急時対応を確保した優良な民間賃貸住宅の供給を図ります。
<20年度までに80戸増>

ケアハウスの供給

各種老人ホームの施設体系再編も検討されていることから、今後の動向を見極めながら、ケアハウス等の整備の必要性も含め検討していきます。

安心住まい提供事業

取り壊しによる立ち退きなどにより、住宅の確保に緊急を要する高齢者、障害者、ひとり親家庭の方々の居住の安定を図るため、安心住まい提供事業を継続します。

高齢者等住み替え家賃助成事業

取り壊しによる立ち退き要求など、住み替えにかかる家賃差額の一部を一定期間助成する高齢者等住み替え家賃助成事業については、資格要件や助成額を見直し、高齢者、障害者、ひとり親世帯それぞれの需要に合わせ推進を図ります。
<20年度までに90世帯増>

高齢者等入居支援事業

不動産業者との連携により、高齢などを理由に入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の収集と提供に努めるとともに、身元保証人を確保することが困難な高齢者、障害者、ひとり親家庭については、区独自の家賃債務保証制度を活用し民間賃貸住宅の入居を支援します。
<20年度までに80世帯増>

終身賃貸借制度の普及

借家人が生きている限り存続し、亡くなったときに終了する、借家人本人の一代限りの借家契約である終身賃貸借制度の普及を図ります。

高齢者自立支援住宅改修

65歳以上の高齢者を対象に、その方の居住する住宅の改修に要する経費を助成することにより、転倒防止、介護負担の軽減などを図り、在宅での生活の質を確保します。

自立生活を維持する介護予防事業の推進

高齢者が健康で生きがいを持った暮らしを継続できるよう、各個人の心身の状況に応じた介護予防事業を充実させます。また、身近な地域で事業に参加できるよう、既存施設を活用して介護予防拠点整備を進めます。

<p>施策推進のための主な事務事業</p>	
<p>特定高齢者把握事業</p>	<p>要介護リスク（老化サイン）を早期に発見し対応するために、高齢者健診やとしま・おたっしゃ相談において「介護予防のための生活機能評価」を用いたスクリーニングを実施します。</p>
<p>介護予防プラン「おたっしゃプラン」の作成</p>	<p>特定高齢者把握事業により、介護予防プログラムへの参加が必要と判定された高齢者に対し、介護予防プラン（おたっしゃプラン）を作成し、自立を支援します。</p>
<p>介護予防プログラム(地域支援事業)の実施</p>	<p>特定高齢者把握事業により、要介護リスクを保持した高齢者を選定し、個別リスクに応じた介護予防のプログラムを展開することにより、要介護状態に陥ることを予防します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動器の機能向上プログラム 認知症予防プログラム 低栄養改善事業 ひとり暮らし高齢者配食サービス事業 訪問指導事業 介護予防総合プログラム(介護予防まるごと講座) 口腔機能向上プログラム 閉じこもり・うつ予防プログラム 介護予防評価事業 <p>(各事業の内容については、P.115～P.117に掲載)</p>
<p>介護予防自主グループへの支援</p>	<p>介護予防に関する知識の普及、啓発を図るとともに、運動継続や認知症予防グループ等の活動を支援し、またグループ同士の交流等を促進することで活動の活性化を図ります。</p>
<p>普及啓発事業</p>	<p>普及啓発講演会の実施や、広報用パンフレットなどを作成・配布するとともに、「おたっしゃサポーター（有償ボランティア）」を募り、介護予防事業への住民参加を促進し、地域における介護予防のまちづくりを推進します。</p>

社会参加の促進

高齢者や障害をもった人々が自己の持つ能力を発揮し、社会参加できる環境や気軽に余暇活動に参加できる環境を整備します。また、機会があっても一人では参加が困難な方に対しても支援することにより参加が図られるしるきを構築します。

施策推進のための主な事務事業	
	ハンディキャブ運行事業（社会福祉協議会） 日常の外出時に、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方に、車椅子やストレッチャーのまま移動できる手段としてのサービスを提供する事で社会への参加意欲を高めます。
	きらめくシニアライフ入門講座 退職の機会を捉えて、これまでの自分自身のライフスタイルを見つめ直し、第二の人生を豊かで充実したものとするために「自分発見・地域発見」をテーマに、講座参加者の皆さんと共に企画し、実施します。
	エイジレス支援事業 退職後の高齢者を対象に、「文化・教養、地域貢献、次世代育成」を中心とした講座を開催し、地域活動への参加促進や地域活動のリーダーとなる人材の育成を図ります。
	各種区民教室 日常生活をより豊かにしていただくために、絵画、手芸、書道などの趣味実技講座や、歴史、文化、社会に関する教養講座を各社会教育会館などで実施し、参加の機会を提供します。

エイジレスとは、「年齢にこだわらない・老いない」を意味します

就労支援の充実

障害者や働く意欲のある高齢者が支援等を受けながら働くことを通して自立し、生き生きと生活できる体制を整備します。

施策推進のための主な事務事業	
	シルバー人材センターへの助成・就労支援 健康で働く意欲のある高齢者（60歳以上の方）が豊かな経験を活かし、働くことを通じ社会参加できる仕事を提供するシルバー人材センターの運営を支援します。 また、可能な限り公共の仕事を提供し、就労支援を行います。

施設サービスの基盤整備

今後は、介護保険施設サービス体系や、障害者施設サービス体系の大幅な変更も考えられますので、国や東京都の動向を踏まえながら、利用者が自ら選択し、いきいきとした地域生活を支援できるよう、必要な通所施設や入所施設を検討し、整備を図ります。

施策推進のための主な事務事業	
	<p>特別養護老人ホーム等の整備助成</p> <p>公共施設の跡地活用だけでなく、民間の土地活用なども含め、定員100人程度の特別養護老人ホーム(ユニット型)の整備をするための協議を進めます。</p> <p><21年度～23年度100人分増></p>
	<p>小規模特別養護老人ホーム等の整備(地域密着型サービス)</p> <p>介護保険制度改正により新たに設定された地域密着型サービスとして、小規模特別養護老人ホームを地域福祉空間整備補助制度の活用により、民間事業者を誘致し整備します。</p> <p><20年度までに29人分増></p>

ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくり

誰もが意識することなく、安全で安心して生活できるまちづくりに向けバリアフリー化整備を進めていくとともに、ユニバーサルデザインの普及・啓発を推進します。

施策推進のための主な事務事業	
	<p>鉄道駅エレベーター等設置事業費助成</p> <p>国の交通バリアフリー法の制定により、区においても鉄道駅エレベーター等設置事業費助成金要綱を制定し、エレベーターなど昇降機設備の整備について経費の一部を助成することにより、バリアフリー化を推進します。</p>
	<p>福祉環境整備事業費助成</p> <p>「豊島区福祉環境整備(福祉のまちづくり)事業助成金交付要綱」に基づき、小規模店舗や事務所などのバリアフリー整備に要する費用の一部を助成します。</p>
	<p>福祉のまちづくり関連法規に基づく整備指導</p> <p>「豊島区福祉のまちづくり整備要綱」、「高齢者・障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」、「高齢者身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(ハートビル条例)」、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー化を推進します。</p>
	<p>新たな条例に基づく整備指導</p> <p>「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づき、道路から住戸に至る経路及び住戸内のバリアフリー化を推進します。</p>

福祉のまちづくりの普及推進

広報紙への関連記事の掲載をはじめパンフレットや福祉のまちづくりガイドマップなどの作成・配布によるPR活動を行うことにより、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの普及を図ります。

交通バリアフリー法に基づく基本構想策定検討

国の制定した「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」に基づき、区としての福祉のまちづくりの指針となる基本構想の策定を検討します。

公共施設のバリアフリー化

誰もが安心して利用できるよう、既存の公共施設を改修する際にはバリアフリー化の推進を図ります。

区道のバリアフリー化

区道の交差点歩道部分の段差解消、勾配の緩和や視覚障害者誘導用ブロックの設置を行い、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの道路整備を推進します。

公園のバリアフリー化

誰にとっても憩いの場となるような公園をめざし、段差を解消するなどバリアフリー化の推進を図ります。

(3) 地域保健・医療の推進

健康づくり(豊島区健康推進プラン21)の推進

区民の「健康寿命の延伸」と「主観的健康感の向上」に向け、「豊島区健康推進プラン21」を策定し、区民の健康づくりの指針、目標を設定し、各分野別、ライフステージ別の取組みを提示し、推進していきます。

その中で個人・地域・行政による健康づくり活動を展開するためのしくみづくりを進めます。

健康な生活習慣の確立

分野別・ライフステージ(幼児・少年・青年・壮年期など、人間の一生における段階)別の健康目標を設定し、普及・啓発活動を通じ、具体的な実践方法を示し、その推進を支援します。

施策推進のための主な事務事業

健康教室による普及・啓発活動

生活習慣病の予防、メタボリックシンドローム(代謝機能の不調)、健康増進などに関する知識の普及、及び行動変容ができるよう図ります。(健康教室、体操教室、歯科教室、出張健康教室)

健康づくり協力店普及・啓発事業

高齢者や食事管理を必要とする人をはじめ、広く区民の健康づくりに役立つよう飲食店と協働し、メニューの栄養成分表示をはじめとする栄養情報の提供を行います。

健康づくりグループ活動の推進

地域における健康づくりを目的とする活動を支援します。

施策推進のための主な事務事業

健康づくり自主グループ活動への支援

体操やウォーキングなどの健康づくりのための自主グループ活動を支援します。

健康相談・健康教育による自己管理の実践

個人の状況により生活習慣改善のための自己管理の支援を行いません。

施策推進のための主な事務事業

食事相談

健診や栄養相談に来所した区民を対象にコンピューターなどにより、食生活状況を分析し、個々のライフスタイルに応じた食事、生活習慣の改善を支援します。

スポーツドクターによる健康相談事業

区立の健康増進体育施設において、個人の健康度に応じたスポーツドクターによる運動の指導を実施することにより、健康づくりのための自己管理を支援します。

保健医療対策の充実

生活習慣や生活様式の変化を踏まえ、健康不安の解消を図り、健康を維持しながら地域の中で安心して暮らしていけるように、予防からケアまでを包含する保健医療対策を進めます。

成人・高齢保健

健康診査、がん検診などの事業を通して、疾病の早期発見、早期治療を目指すとともに、健診後のフォローアップによる生活習慣の改善を図るための事業を実施します。

また、受けやすい、わかりやすい健診(検診)のあり方を検討します。

施策推進のための主な事務事業

健康診査

各種の健康診査を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を目指します。

住民健診(生活習慣病集団健康診査)...他の健診機会がない41～59歳区民を対象に保健所で行います。

高齢者健康診査...65歳以上の高齢者全員に、「介護予防のための生活機能評価問診票」も合わせて受診券を送付し、受診を勧奨します。

(区医師会所属の各医療機関において実施)

節目年齢健康診査...40歳、45歳、50歳、55歳、60から64歳の年齢に該当する方全員に受診券を送付し、受診を勧奨します。(区医師会所属の各医療機関において実施)

がん検診

区民の健康を保持するため、対象年齢の希望者に対し、早期発見・早期治療につながるように、区医師会所属の各医療機関及び豊島健康診査センターにおいてがん検診を行います。

胃がん...30歳以上の区民を対象。

子宮(頸部)がん...20歳以上の偶数歳の区民を対象。

乳がん...40歳以上の偶数歳の区民を対象。問診、視診、触診、マンモグラフィーによる検査を実施します。

肺がん...40歳以上の区民を対象。胸部X線撮影、胸部CT撮影、喀痰検査を行います。

大腸がん...30歳以上の区民を対象。

健康相談

健診結果、相談に基づき、生活習慣病の予防、早期発見、健康の保持増進に役立てるための健康相談を行ない、健診後のフォローアップに努めます。(生活習慣病相談、節目健診・高齢者健診後食事相談、住民健診時相談)

精神保健

アルコール・ギャンブル・薬物への依存、職場や社会への不適応、自殺など様々な問題の早期発見、治療への勧奨を図るため、相談体制の充実を図ります。また、心の悩み、精神障害についての正しい知識の普及・啓発を進めます。

施策推進のための主な事務事業

相談事業

専門医や精神保健福祉士などによる精神保健福祉相談、嗜癖相談、家族問題相談等、保健師などによる随時の相談を実施し、様々な問題の早期発見に努め、必要に応じ治療への勧奨を図ります。

栄養・食生活への支援

偏った栄養による肥満、朝食欠食率の増加、加工食品や特定食品への過度の依存など食生活をめぐる様々な問題が生じています。健やかなこころと体のために、栄養バランスのとれた楽しい食生活を送れるよう支援を進めます。

施策推進のための主な事務事業

健康教室・栄養指導講習会による食生活改善の支援

健康の保持・増進や生活習慣病など様々な疾病に応じ、バランスのとれた食生活や適正な栄養素（食物）の摂取を中心に、食生活の改善を指導します。

また、加工食品・健康食品に日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合、法律に基づいた表示に関する相談、不適正な表示の指導を行い、健康に資する食品の選択を支援します。

健康づくりのための食環境整備

飲食店・給食施設などに食品の安心安全確保のために指導を行うとともに、安心して外食ができる健康づくり協力店の普及・啓発を推進します。

歯科保健対策の充実

高齢期の口腔機能維持対策など歯科保健対策を充実させるとともに、年齢や障害の有無に関わりなく、誰もが身近な地域で適切な医療が受けられる体制づくりを進めます。

施策推進のための主な事務事業

成人(40歳以上)に対しての、歯周疾患予防対策

中高年以降における歯周疾患などの早期発見、適切な治療の勧奨を行うことにより、高齢期における歯の喪失を予防します。

保健所及び健康相談所において、成人歯科健康教育を行います。

歯周疾患検診...40歳、50歳、60歳、70歳の年齢の区民に対し全員に受診券を送付し勧奨し、区歯科医師会所属の医療機関において実施します。

障害者及び要介護高齢者に対する歯科診療事業等

豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」において、一般の歯科診療所では十分な治療を受ける事が困難な、障害者及び高齢者に対する診療、相談、保健指導を行ないます。

地域保健医療の充実

救急時の医療をはじめ、誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を受けられる体制づくりを推進するため、都との役割分担のもとに、地域における医療連携を強化します。

また、保健所、健康相談所、保健福祉センターの窓口におけるワンストップサービスの実現など、機能の連携、強化を図ります。

休日・救急医療体制の確保

休日診療所(内科、小児科、歯科)を設置し、休診日、休診時間帯の初期救急医療を行ないます。

施策推進のための主な事務事業

休日診療事業

休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療及び内科・小児科の休日準夜及び土曜準夜診療を実施し、休診日の急病に対処します。

医療機関案内事業

東京都保健医療情報センターに委託して、電話とインターネットにより、年中無休の体制で、医療機関の案内を実施し、情報提供の充実を図ります。

地域医療連携の充実

地域の医療機関と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医による訪問診療体制、高次医療機関への紹介体制の整備を図ります。

施策推進のための主な事務事業

地域医療連携事業

すべての区民が、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、インフォームドコンセントなど患者と医師の信頼関係に基づく医療の実現のため、支援する方策を検討します。

適正な受診の促進等

老人医療費の伸びの状況を踏まえ、医療保険制度を今後も維持していくために、健康を維持しながら必要なときに適正な受診ができるよう、老人医療費の伸びの適正化を推進します。

施策推進のための主な事務事業	
個人宛医療費通知の実施	健康への関心を深めてもらうため、対象範囲の拡大や実施回数を増やすなど充実を図ります。
重複・頻回受診者への訪問指導事業	重複受診による薬剤の重複投与による弊害を防止し、適正な受診ができるよう保健師、看護師が訪問し、受診方法や「かかりつけ薬局」等の普及・活用などの指導を行います。
診療報酬明細書の点検充実	適正な診療報酬請求に基づく診療報酬支払のため、点検の正確性を高め、効率化を図ります。
老人医療費の状況の啓蒙・周知	健康保険制度を維持するため、広報「としま」や豊島区公式ホームページ等へ老人医療費の状況に関する啓蒙記事を掲載します。また、適正受診の促進に向けて敬老クラブ等への啓蒙・周知を図ります。